新福島エリアにおける リプレース案件系統連系募集プロセスの中止について

2021年3月31日電力広域的運営推進機関

2019年12月11日に開始した新福島エリアにおけるリプレース案件系統連系募集プロセス **について、事業者から新設発電設備等の開発計画が中止となる報告を受けたことから、業務規程第93条第1項第二号の規定に基づき同プロセスを中止し下記のとおり公表いたします。

記

1. リプレース案件系統連系募集プロセスの中止理由

事業者から新設発電設備等の開発計画が中止となる報告を受けたため

2. 経緯

年月日	内 容
2019年10月24日	リプレース対象廃止計画公表
2019年12月11日	リプレース案件系統連系募集プロセス開始公表
2021年3月31日	リプレース案件系統連系募集プロセス中止公表

3. リプレース案件系統連系募集プロセスの中止に伴い解放される容量

業務規程第91条第3項に基づき確保された容量(新設発電設備等の最大受電電力)

※1:リプレース案件系統連系募集プロセス

リプレース対象廃止計画を公表した発電設備等について、廃止の蓋然性が高まったと判断した場合には、当該リプレース発電設備等が連系する送電系統に連系を希望する系統連系希望者を募集する手続。

以上

【参考】業務規程

(リプレース案件系統連系募集プロセスの開始)

- 第91条 本機関は、前条第4項に基づき公表したリプレース発電設備等について、廃止の 蓋然性が高まったと判断した場合には、当該リプレース発電設備 等が連系する送 電系統に連系等を希望する系統連系希望者を募集する手続 (以下「リプレース案 件系統連系募集プロセス」という。) を開始する。
 - 2 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始した場合には、リプレース対象事業者及び同プロセスの対象となる送電系統(以下「プロセス対象送電系統」という。)を運用する一般送配電事業者たる会員に対して、その旨を通知する。
 - 3 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始した場合には、その開始 時点から完了又は中止する時点までの間、新設発電設備等の最大受電電力を、電 源接続のためにプロセス対象送電系統に暫定的に確保すべき容量として定め、一 般送配電事業者たる会員に通知する。
 - 4 本機関は、リプレース対象廃止計画の公表日から募集の締切日までの期間 を少なくとも12か月以上確保する。

(リプレース案件系統連系募集プロセスの中止)

- 第93条 本機関は、次の各号に掲げる場合においては、リプレース案件系統連系募集プロセスを中止することができる。

 - 二 新設発電設備等の開発計画が中止となったとき
 - 2 本機関は、前項により同プロセスを中止した場合、速やかにその旨を公表する。